

福島市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

福島市規則第 13 号

福島市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を福島市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第2条 市長は、次に掲げる事務を管理者に委任する。

(1) 浄化槽に係る事務のうち、次に掲げるもの

ア 合併処理浄化槽設置整備事業補助金に関すること。

イ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の定めるところによる浄化槽の設置届等に関すること。

ウ 浄化槽保守点検業者の登録等に関すること。

(2) 福島市下水道条例（昭和46年条例第59号）の規定に基づく都市下水路事業に係る事務

(協議)

第3条 管理者は、前条に規定する事務のうち特に重要又は異例と認めるものを執行しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(指示)

第4条 市長は、第2条の規定により管理者に委任した事務の執行について必要があると認めるときは、管理者に対して指示をすることができる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。